

「かごしまメモリアルマッチ 2020」 補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県高等学校体育連盟は、県高校総体の中止に伴い、高校生活における部活動の区切りとなる場面を設定することにより、新たな目標に向かって気持ちを切り替え、自己実現へ向けて邁進する起点を創出するため、第2条の事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 会場使用料、審判の交通費・謝金や熱中症対策としての飲料等に使用できるものとする。
- (2) 補助金額は、1部活動当たり10,000円の1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金交付申請は、実施する形態により、次のとおりとする。

- (1) 学校単独で実施する場合は、その顧問が県高体連事務局に以下の書類を提出する。
 - ア 「かごしまメモリアルマッチ 2020 参加申請書 (別記第1号様式)」
 - イ 「かごしまメモリアルマッチ 2020 補助金交付申請書 (別記第2号様式)」
 - (2) 複数校で実施する場合は、代表する顧問が県高体連事務局に以下の書類を提出する。
 - ア 「かごしまメモリアルマッチ 2020 参加申請書 (別記第1号様式)」
参加するすべての学校の書類をまとめて提出する。
(写しでも可とするが、その場合は、後日、原本を県高体連事務局へ提出する。)
 - イ 「かごしまメモリアルマッチ 2020 補助金交付申請書 (別記第2号様式)」
- 2 補助金交付申請書等の提出期限は、実施する日時の原則、1週間前までとする。

(実績報告)

第5条 実績報告は、次の書類を県高体連事務局に提出する。

- (1) かごしまメモリアルマッチ 2020 実績報告書 (別記第3号様式)
 - (2) かごしまメモリアルマッチ 2020 支出報告書 (別記第4号様式)
 - (3) 証拠書類 (領収書原本)
- 2 実績報告書等の提出期限は、事業終了後、4週間以内に提出することとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、概算払いにより交付することとする。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年度限りの緊急的措置として定める。